

適正な保護を実施する	実態把握率(実施件数が年間訪問計画件数に占める割合)		生活保護法に基づき、生活困窮者に対して生活扶助等を行い、最低生活を保障します。併せて、世帯の自立助長への促進と生活指導を行います。	生活扶助等生活保護費の給付 自立助長のための支援	相談専門員1名の新規配置(平成16年度)などにより相談支援体制を整備し、急増している生活保護相談、また生活保護の対象となる前の初期相談に対して適切に対応します。		保護課
	平成14年度値	92.90%					
	平成15年度 見込み値	90.00%					
	平成18年度 目標値	100.00%					